

教職員各位

人事企画課

【重要】新型コロナウイルス感染拡大防止のための勤務体制について（役員会決定）

新型コロナウイルス感染拡大防止のための勤務体制について、本日（3月2日）、役員会にて添付ファイルのとおり決定されましたので、お知らせします。

内容については、[添付ファイル](#)をご覧ください。

（参考）

－特例措置のポイントについては以下のとおり－

1. 特別休暇（新型コロナウイルス感染防止のための特別休暇）の付与
2. 教員については在宅勤務の活用可
3. 公共交通機関利用者については時差出勤可
4. 特例措置の適用期間は3月2日から当分の間

－ R2.4.7 追加－

（参考）体調不良時の対応フローチャート（教職員用）を添付しました。

－ R2.5.12 修正－

（参考）体調不良時の対応[フローチャート（教職員用）](#)を変更しました。

（※厚生労働省が5/8に新指針を公表したことに伴う変更です。）